

守環政第 208 号の 2
平成 28 年 2 月 29 日

大阪府知事 松井 一郎 様

守口市長 西端 勝樹



(仮称) 淀川左岸線延伸部に係る環境影響評価準備書
に対する環境の保全の見地からの意見について（回答）

平成 27 年 10 月 6 日付貴環保第 1852 号にて照会のありました、標記の
件につきまして別紙のとおり回答いたします。

(仮称)淀川左岸線延伸部環境影響評価準備書に係る知事意見作成に際して本市が下記に指摘する事項について配慮されるように要望する。

1. 総括的事項

事業実施に当たっては、大気、騒音、振動、地盤環境並びに景観等への影響を抑えるため、環境保全措置を最大限に実施し、環境に配慮すること。

2. 項目別事項

(1) 大気環境について

- 1 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」の対象地域で行われる事業であることから、排出負荷量を最大限抑制し、かつ総量削減計画の目標達成に努めること。
- 2 換気塔からの影響について、環境基準の達成が予測されているところではあるが、周辺への影響は少ないとは言えないことから、換気塔については技術開発の進捗に応じた最良の技術を導入し、換気塔周辺環境への影響に対し最大限の低減に努めること。
- 3 工事期間が長期に渡ることから、工事に関わる建設機械の稼働に当たっては、環境保全措置を確実に実施し、環境基準を遵守するよう最大限努力すること。

(2) 騒音、振動について

- 1 事業実施後、高架部からの自動車の走行に係る騒音並びに振動について、周辺への影響は少ないとは言えないことから、環境保全措置を確実に実施し、環境基準の達成とともに、周辺環境に十分配慮すること。
- 2 換気塔に係る騒音対策については、最も効果的な消音施設を設置し、換気塔からの騒音の低減に努めること。また低周波音については、その影響は広範囲に及ぶことが考えるため、設計に当たっては、低周波音の低減に十分配慮した設計とすること。

(3) 地盤環境について

切土工等による地下水位の影響を最小限に抑えるため、環境保全措置を確実に実施し、地盤環境の保全に配慮すること。

(4) 景観について

対象事業実施区域の周辺地域では、換気塔、遮音壁により景観への影響が生じるため、地域景観との調和などに配慮すること。

(5) 事業実施によるその他の影響について

事業実施に伴い、予測し得ない環境への影響が新たに生じた場合には、適切な措置を十分に講じること。